

令和2年 第21回

東京都教育委員会定例会議事録

日時：令和2年12月10日（木）午後1時

場所：教育委員会室

令和2年12月10日

東京都教育委員会第21回定例会

〈議題〉

1 議案

第285号議案及び第286号議案

東京都都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

第287号議案

東京都都立学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例の立案依頼について

第288号議案及び第289号議案

東京都学校経営支援センター設置条例の一部を改正する立案依頼外1件について

第290号議案

東京都都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

第291号議案

令和2年度東京都指定文化財の指定等の諮問について

2 報告事項

- (1) 令和3年度東京都立高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症対策（追加）について
- (2) 令和2年度東京都教育委員会職員表彰について
- (3) 東京都公立学校教員等の懲戒処分について
- (4) 懲戒処分者数等の推移及び服務事故防止に向けた主な取組について

教育長	藤田裕司
委員	遠藤勝裕
委員	山口香
委員	宮崎緑
委員	秋山千枝子
委員	北村友人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	藤田裕司
次長	松川桂子
教育監	宇田剛
技監	矢内真理子
総務部長	安部典子
都立学校教育部長	谷理恵子
地域教育支援部長	田中宏治
指導部長	増田正弘
人事部長	浅野直樹
（書記）総務部教育政策課長	秋田一樹

開会・点呼・取材・傍聴

【教育長】 ただいまから、令和2年第21回定例会を開会いたします。

本日は、教育新聞社ほか2社からの取材と、7名の傍聴の申込みがございました。また、教育新聞社ほか2社から冒頭のカメラ撮影の申込みがございました。これを許可してもよろしいでしょうか。——〈異議なし〉——それでは、許可をいたします。入室してください。

日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないといった行為も、退場命令の対象となりますので、御留意をお願いいたします。

なお、本日は、新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクを着用するとともに、換気をよくするため、扉を開けたまま議事を進行させていただきます。

なお、現在、都内においても、新型コロナウイルスの感染者が増加しているという状況がございます。傍聴の皆様方にも、マスクの着用など、御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、山口委員にお願い申し上げます。

前々回の議事録

【教育長】 次に、11月12日の第19回定例会議事録につきましては、先日配布いたしまして、御覧いただいたと存じますので、よろしければ、御承認いただきたいと存じます。よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——。ありがとうございます。それでは、11月12日の第19回定例会議事録につきましては、御承認をいただきました。

11月26日の第20回定例会議事録が机上に配布されております。次回までに御覧いただきまして、次回の定例会で御承認をいただきたいと存じます。

次に非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち第291号議案、及び、

報告事項(3)並びに(4)につきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開といたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——。ありがとうございます。それでは、ただいまの件につきましてはそのように取り扱わせていただきます。

次に、教育委員の再任についてでございますが、昨日、12月9日、北村委員の再任につきまして、都議会の同意が得られましたので、ここにお知らせをいたします。北村委員におかれましては、引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

【北村委員】 どうぞよろしくお願いいたします。

議案

第285号議案及び第286号議案

東京都都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

第287号議案

東京都都立学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例の立案依頼について

第288号議案及び第289号議案

東京都学校経営支援センター設置条例の一部を改正する立案依頼外1件について

第290号議案

東京都都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

【教育長】 それでは、第285号議案から第290号議案までは、関連する内容でございますので、一括して説明をお願いいたします。それでは、都立学校教育部長からお願いいたします。

【都立学校教育部長】 第285号議案及び第286号議案「東京都都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について」、第287号議案「東京都都立学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例の立案依頼について」、第288号議案及び第289号議案「東京都学校経営支援センター設置条例の一部を改正する立案依頼外1件について」、第290号議案「東京都都立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」

の、計6件について御説明いたします。

今回は、内容が一部関連しておりますので、総括的な資料にて御説明させていただきます。資料を御覧ください。

「1 改正内容」の(1)「都立小学校設置に伴う規定整備」でございます。

令和4年度に新たに開校する予定の東京都立立川国際中等教育学校附属小学校に関するものでございます。資料の10ページを御覧ください。

「東京都立立川国際中等教育学校附属小学校」の概要でございます。

去る9月24日の、令和2年東京都教育委員会第16回定例会にて御報告申し上げましたとおり、「都立高校改革推進計画新実施計画」に基づき、立川国際中等教育学校に附属する、東京都立立川国際中等教育学校附属小学校を設置するものでございます。

本校の設置意義でございますが、「1」のとおり、世界で活躍し、貢献できる人材を育成するための教育実践等を行い、また、東京の教育課題等に係る先導的・実践的な研究を行い、得られた知見や成果等を都内区市町村に発信するものであり、学校規模としましては、「2」のとおり、附属小学校では、1学年当たり80人とし、「3」のとおり、令和4年4月1日を開校予定とするものでございます。

また、「6 教育課程」に記載のとおり、小学校から中等教育学校までの12年間を一貫し、教育課程を編成するものでございます。

資料の1ページにお戻りください。

次に、「イ」の、東京都立学校の授業料徴収条例の一部を改正する条例として、第287号議案におきまして、入学考査料の額を2200円と定めます。なお、この額は、都立の中等教育学校と同一の額となっております。

次に、「ウ」の、第288号議案及び第289号議案におきまして、東京都学校経営支援センターが所管する学校種に、小学校を追加するとともに、今回設置する学校の所管を、表中のとおり、東京都西部学校経営支援センターと定めます。

次に、「エ」の第290号議案におきまして、東京都立学校の管理運営規則に、都立小学校の教育課程や入学について規定するとともに、学期や休業日等について、高等学校の規定を準用するなど、規定を整備いたします。

それでは、ここで、ちょっと重複するかもしれませんが、「ア」の説明をもう一度させていただきます。

第 285 号議案におきまして、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例として、表中のとおり、校名と所在地を定めるものでございます。

続きまして、(2)「その他の改正」といたしまして、第 286 号議案の、「東京都立学校設置条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。

まず、「ア」でございますが、表中の、都立雪谷高等学校は、「都立高校改革推進計画新実施計画」に基づき、平成 30 年度から募集を停止しており、現在在籍しております 4 年生が、今年度末をもって卒業することに伴い、定時制課程を閉課程いたします。そのため、定時制課程を廃止する規則改正を行うものでございます。

2 ページを御覧ください。

「イ」でございますが、表中のとおり、都立清瀬特別支援学校は、「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」に基づき、令和 3 年 4 月に高等部を設置する都立東久留特別支援学校が開校することに合わせて、学部改編をいたします。

現在、清瀬特別支援学校は、小学部、中学部、高等部を設置しておりますが、令和 3 年以降、高等部の生徒は、東久留特別支援学校で受け入れるため、清瀬特別支援学校を、小学部、中学部を設置する学校に改編することから、高等部を廃止する規則改正を行うものでございます。

続きまして、「2」の、都議会に付議する時期でございますが、条例案について、令和 3 年第 1 回東京都議会定例会を予定しております。

このため、第 289 号及び第 290 号議案の規則案につきましては、条例案が確定した場合に確定することになります。

「3」の施行期日でございますが、公布の日から施行したと存じますが、東京都立学校設置条例施行規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行したいと存じます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

【教育長】 ありがとうございます。

ただいまの説明に対しまして御質問、御意見等がございましたらお願い申し上げます。どうぞ。

【北村委員】 どうもありがとうございます。

条例そのものについては、質問等はありませんが、以前にもちょっと議論させていただきましてのように、小学校ができますので、先ほど見ていて、「あ、そうだったんだな」と、

改めて思ったのは、都立高校改革の一環の中で、この小学校の開設が位置付けられているということです。

もちろん、都立学校は高校が中心ですので、このような形で小学校まで下りてきているわけですが、教育の現場ということを考えると、小学校から中学校、そして、高校と積み上げていって、学んでいく。

下で学んだことを、どうやって次の段階でうまく生かしながら、中学校、高校と伸ばしていくのかということが、非常に大事だと思うのですが、今の形だと、上からつくって、中等教育学校にくっついているみたいな印象がどうしてもあります。

それは、当然、現場の先生方はそんなことはないと思いますが、小学校は、中等教育学校におまけのようにくっついたものではなくて、小学校で充実した教育をやって、それを中等教育学校で今後更に伸ばしていくのだという気概を持って、小学校の関係者の皆様に一生懸命やっていただけると、すばらしい教育をやっていただけるかなと期待しています。

条例そのものとは関係ないのですが、この資料を今見ていて感じたことがありましたので、コメントさせていただきました。よろしく願いいたします。

【教育長】 ありがとうございます。

お願いします。

【都立学校教育部長】 先生の御指示につきましては、承知しまして、また、学校の方にもしっかりと伝えさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【宮崎委員】 私は、北村委員と同じで、条例そのものではなくて、これからどういう教育が始まるかということ、しっかりと見ていきたいと思っています。

メリットとして、小中高一貫の新たな教育プログラムをつくることのできる環境を整うわけですね。

そうすると、必ずしも、六・三・三制が適していたかが分からない分野というものもあると思います。あるいは、非常に難しい人間形成の中学校ぐらいの、14歳前後ぐらいの時期を、独立した中学校だけではなくて、小中高と過ごすことによって、新たな人間形成なり、人間関係の構築なりということに、どういういい面を与えていくことができるのか、いろいろな実験もできると思います。

そのための仕組みだと思しますので、そこのところを是非思い切ってやっていただけれ

ばと思います。

そうすると、例えば、文科省が言っている学習指導要領と必ずしも一致しないかもしれない場面も出てくると思います。

そのときに、都としても独自性を出して行って、文科省とすり合わせて、うまくやっていくかということも、新たな課題になってくるかと思うのですが、どうせつくるわけですから、いい学校にしていきたいと思いますので、是非その辺のところの工夫をお願いできればと思います。

【都立学校教育部長】 ありがとうございます。

新しい小学校の考え方ですが、委員が今おっしゃったとおり、いわゆる研究的なところが非常にあると思っております。

六・三・三というお話がありましたが、学校の方では、中学校から入ってくるお子さんのことも考えながら、例えば、“八・二・二”ですとか、いろいろなことを考えて、子供一人一人の能力を最大限に伸ばすにはどういう形がいいのかというところを、研究してまいりたいと考えているところでございます。

【宮崎委員】 是非よろしくをお願いします。

【遠藤委員】 ありがとうございます。

非常に結構なことだと思うのですが、これが動き出したときに、都民の皆さんの関心事は、「次はどこか」というようなこと。恐らく、立川国際に小学校ができて、両委員が今言われたような、新しい形の教育パターンができるとすると、「ここだけなのか」ということですよね。

次、あるいは、その次に、どういう展望で、東京都の教育委員会は考えているのかという質問が出るかと思えます。議会ではもう出ているかもしれませんが、そうしたこの答え方については、「いや、まだ何も考えていません」と言うのか、「これを一つの土台として、また次の発展過程を考えています」というように答えられるのか。

今はそういう点に関して明確なお答えはないのかもしれませんが、次にどうするかということも、頭の中に入れておいた方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

【都立学校教育部長】 学校の概要の説明のときに少し触れさせていただいたところでございますが、この学校については、設立に当たって一つ大きな使命として、研究ということがございます。

したがいまして、その研究というところについて、まずしっかりとこの1校で果たしていくということを、設置の段階の私どもとしては考えているところでございます。

【教育長】 中身につきましても、考え方を整理して、単に受験だとかということではなくて、どういう成果が出ていくかということも含めて、走りながら考えていきたいと思っております。

【宮崎委員】 遠藤委員がおっしゃったように、やってみて、いい知見がたくさん得られれば増やしていくということも、選択肢としてはあるわけですね。

東京都の教育は、これから基本的には小中高一貫で行くのかどうかということの判断を、やってみるところからしていくという可能性もあるわけですね。

【都立学校教育部長】 まだなかなかそこまではできておりませんで、卒業生が出るまでに、期間が相当かかることではございますので。

【北村委員】 一貫校とか附属小学校をつくるという話でなくても、恐らく、先ほどの研究の話とかモデルの話というのは、区市町村の管轄にあるような小・中学校に対しても、いろいろなモデルを提示して、活用していただく。

もちろん、こちらは「国際」に力を結構入れているので、独自の文脈が学校としてあるとは思いますが、同時に、こういう国際的な面というのは、どの学校も強化していきたいと考えていると思います。

ですので、都として、何かステージを、「こういう小中高を通して、こういう子供たちをこういうふうに育てていくといいのではないか」というものを、押し付けるわけではなくて、区市町村にモデルとして提示して、活用していただくということを、是非積極的にやっていただきたいと思います。

「この学校はちょっと特殊なので、この学校だからできる」だけではなくて、多くの学校で、東京の子供たちの役に立つような、そんなモデルをつくっていただけたらいいなという願いがあります。

【都立学校教育部長】 ありがとうございます。承知いたしました。

地域の小・中学校と様々な連携をしたり、あるいは、成果についてしっかり周知をしたということについては、取り組んでまいりたいと考えております。

【山口委員】 ありがとうございます。

この小中高一貫というのは、公立ではなくて私立が、かなり先んじているというか、知

見もあるでしょうし、実施しているところが非常に多いという状況ですが、東京都がここに乗り出すということについては、反発もあると思います。

だからこそ、公立がここに踏み込む意義とか、“棲み分け”ですよね。そののところがしっかりしながらやらないと、宮崎委員がおっしゃったように、いいから全部というのは、私立との棲み分けということからは、多分違うんだらうなと思います。

ですから、公立として何ができるのかといったところを、明らかに研究としてまずはやっていくといったところを、根幹として持っていないと、「教育上で非常に効果がある」とか、「いい生徒たちが育っていく」ということだけでは、ちょっと違うのかなと思います

ですので、是非そのあたりを、棲み分けという観点で見ていただいて、研究の成果を出していただければと思いますので、非常に楽しみにしております。

【都立学校教育部長】 ありがとうございます。

【秋山委員】 ありがとうございます。

北村委員が先ほど言われた、小学校からの下から積み上がってくるものというのは、これからとても大事だと思います。

高校と中学校が今あるわけですが、高校から見て、「中学校のときにはこれをしておいてほしかったな」とか、中学校から見て、「小学校のときにはこれをしておいてほしかったな」というのが、恐らく、今もあるのではないかと思います。

ですので、それも活用しながら、是非上からと下からの両方を見ながら、研究していただきたいと思います。

【都立学校教育部長】 一貫している学校といたしまして、組織というか、情報交換ということも、十分できると考えますので、委員の御指摘のことにも留意してまいります。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、ほかに御意見がございませんようでしたら、本件につきましては、原案のとおり決定してよろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——ありがとうございます。

それでは、本件につきましては、原案のとおり御承認をいただきました。

報 告

報告事項

- (1) 令和3年度東京都立高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症対策（追加）について

【教育長】 それでは、次に、報告事項(1)「令和3年度東京都立高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症対策（追加）について」の説明を、都立学校教育部長からお願いします。

【都立学校教育部長】 報告事項(1)「令和3年度東京都立高等学校入学者選抜等における新型コロナウイルス感染症対策（追加）」について、資料に沿って御説明いたします。

まず、「1 感染が疑われる者への対応」についてでございます。

2点ございますが、これらにつきましては、9月24日の第16回定例会の際に御報告いたしました、今年度の入学者選抜実施要綱の一部を改定するものでございます。

また、改定に当たっては、新たに10月に示されました、「大学入学共通テストにおける判断」等を参考にするものでございます。

まず、(1)の「発熱のある受検者の扱い」でございます。

検査当日、昇降口付近にサーモグラフィを設置し、登校する生徒の検温を実施いたします。

そして、発熱がみられる場合には、別室等に案内し、接触型の体温計等で、改めて体温をはかります。

それでも発熱がみられる場合、「ア」でございますが、高等学校については、37度以上37.5度未満であれば、実施要綱に既に定めております、インフルエンザ等学校感染症罹患^り者等に対する追検査や、分割後期募集の受検を促し、それでも、当日受検を望めば、別室受検といたします。

また、(イ)でございますが、37.5度以上の場合は、受検を認めないことといたします。この際には、追検査や分割後期募集の受検を促します。

「イ」の中等教育学校及び中学校では、(ア)ですが、37度以上37.5度未満であれば、追検査など、その後の検査はございませんので、受検可能な状況であれば、別室受検といたします。

また、(イ)ですが、37.5 以上の場合は、高校と同様、受検を認めないことといたします。

次に、(2)「濃厚接触者とされた受検者の扱い」でございます。

保健所から、新型コロナウイルス感染症に関し濃厚接触者と特定されて者は、罹患者と同様に、出席停止の扱いとなるため、これまでは「受検することができない」と定めておりました。

しかし、冒頭に申し上げた「大学入学共通テストにおける判断」等を参考にいたしまして、都立の高等学校、中等教育学校及び中学校のいずれにおいても、濃厚接触者とされた者であっても、次の「ア」から「エ」までの全ての条件を満たす場合、別室受検を受けられることといたします。

この「ア」は、PCR検査又は抗原定量検査の結果、陰性であることでございます。

ただし、結果は判明するまでの期間は受検できません。

「イ」は、受検当日も無症状であることでございます。

「ウ」は、電車、バス、タクシーなどの公共の交通機関を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査会場に行くことでございます。

「エ」は、終日、別室で受検することになります。

ただし、校地内においては、他の受検者と接触しない動線を確認することになります。

以上4点の条件でございます。

次に、「2 インフルエンザ等学校感染症罹患者等に対する追々検査の実施」についてでございます。

こちらは、9月24日に御報告した実施要綱に、第1次募集の学力検査を、学校感染症に感染して受検できず、追検査を申し込んだけれども、追検査もまた、学校感染症等に罹患して受検できなかった場合に、今年度、新たに、3回目の受検の機会について設定することとしたことに基づきまして、その詳細を別に定めるものでございます。

その詳細ですが、(1)の日程は、表にお示ししたとおり、定時制第2次募集及び全日制第3次募集と同じ日程となっております。

学力検査の日には、3月26日ということでございます。

次ページを御覧ください。

周知に向けてでございますが、10月8日の第17回定例会の際に、令和3年度都立高等

学校第一学年生徒募集人員」としてご決定いただき、公表しているところでございます。

(3)の「応募資格」は、3点ございます。

「ア」は、追検査の措置を申請したけれども、追検査の当日に、インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の学校感染症に罹患していた者でございます。

「イ」は、インフルエンザ等に罹患したため、又は、感染が疑われたために、第一次募集または分割前期募集を受検できなかった者で、分割後期募集の検査当日に、インフルエンザ等に罹患していた者でございます。

「ウ」は、濃厚接触者に指定されたことなどにより、中学校長が出席停止の措置を行った者や、又は、発熱していたなど、新型コロナウイルス感染症の発生が疑われる者で、追検査も受検できなかった者が、2月21日の第1次募集又は分割前期募集を、インフルエンザ等で受検できなくて、願書を提出した分割後期募集も、インフルエンザ等で受検できなかった者になります。

それまでの間、2回の受検の機会に受検できなかった者ということでございます。

以上の「ア」から「ウ」までのうち、追々検査を受検したいとして、受検措置を申請し、当該都立高校長から承認を得た者ということになります。

(4)の出願方法・手続と、(5)の学力検査等の実施につきましては、どちらも追検査に準じて実施することといたします。

最後に、「3 今後の予定」でございます。

本教育委員会への報告と御承認後に、プレス発表を行い、都教育委員会のホームページに掲載するとともに、都立学校及び区市町村教育委員会に通知文書をお送りいたします。

区市町村教育委員会からは、小学校及び中学校への周知を依頼することで、周知を図ってまいります。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

【教育長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

【北村委員】 どうもありがとうございます。

受検生の子たちは、非常に心配していることだと思いますので、少なくとも、こういう形で体制を整えることは、非常に大切なことだと思います。

2点お伺いのようなことですが、一つは、濃厚接触者とされた場合でも、条件を満たせ

ば受検できるというのは、とてもよいことだと思います。

ただ、保健所や医師会等と連携して、そういった受検生の方たちが検査を受けても、結果が出るのに、そもそも検査をなかなか受けられないとか、結果が出るのに時間がかかるというために、受検できないということが、できるだけ起こらないようにと思っています。

もちろん、それぞれの現場での状況があると思いますので、難しいときもあるかもしれませんが、できるだけ受検生たちのことを考えてほしいということで、是非連携をとっていただいて、お願いをしていただきたいということです。

2点目は、これは、そういうケースはほとんどないと思うんですが、追検査のときですら、受けられない状況が生じてしまったという子も、ゼロとは限らなくて、理論的にはあり得るわけです。

一度かかったからといって、2回目はかからないということについては分からないので、結局、家族にかかったりした場合には、その子は、受けられない条件を満たしてしまうリスクがありますので、追々検査すら受けられなかった子に対しても、本当に数は少ないと思いますが、できるだけ柔軟に対応してあげていただければと思います。

もちろん、最終的には、その子の学力検査の結果になりますが、少なくとも学力検査をきちんと受けて、希望する学校に進学できるチャンスを、このコロナのせいだけで閉ざされることのないように、できるだけ柔軟な対応ということをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【都立学校教育部長】 1点目の、保健所等との連携に関しましてですが、保健所等に、速やかな対応の御協力のお願いをさせていただいたところございまして、年が明けましたら、改めて依頼の文書などを出させていただくように調整をしているところでございます。

2点目の追々検査も受検できなかった場合については、これに関しましては、入学者が決定をされてしまう関係がございまして、年度が明けてからも追加の募集をしている学校等があるということと、また、学期ごとで転入、編入の機会がございまして、入学の相談の関係につきましても、もしそういう生徒さんが出た場合には、そういった様々な手法を、御相談の過程の中で御紹介していく形になるかと考えております。

【北村委員】 よろしく申し上げます。

【秋山委員】 この濃厚接触をされた受検生の扱いで、(2)の「ウ」のところですが、

交通機関のことが書いてあります。

当日、この交通機関を使わないということで、どんなリスクを回避できるということで、これが記載されているのでしょうか。

【都立学校教育部長】 この取扱い自体は、冒頭に少し申し上げました、国の共通テストに関する基準と同じものにさせていただいておりまして、国の方で、文科省と厚労省で整理をして、この形になったというふうに説明を聞いております。

その背景には、濃厚接触者として特定されていても、陰性であれば、危険性がほぼないとお考えだと受けとめておりますが、その中でも、この公共交通機関を利用することについては、回避すべしということでございましたので、そこは、危険性回避の観点もあるのかなというふうには考えているところでございます。

【秋山委員】 分かりました。既にある決まりというわけですね。ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【宮崎委員】 これは、きちんとマニュアルになっていて、徹底されるから大丈夫だと思うのですが、判断は現場ですよ。それぞれの試験場で判断して、それぞれの現場で対応することになるので、差が出ないようにというか、その辺はしっかりと運営していただけるように、よろしくをお願いします。

【都立学校教育部長】 御指摘のとおり、共通のマニュアルに基づいて実施するように、学校の方には徹底してまいります。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【山口委員】 共通テストもそうなのですが、試験の頃というのは、天候が悪くなったり、急に寒くなったりするので、「なぜこの時期なんだろう」という場合が結構ありますよね。

そういったことに関連すると、例えば、学校自体で、その時期にクラスターが起これるか、いろいろなことを想定されるわけですよ。

ですから、そういったときにも、マニュアルがあって、きちんと進行されると思うんですが、受検する側がそのことを知らないで、「私が受ける高校はこうなっているけれども大丈夫なのだろうか」というような、要らない心配ということもあると思います。

ですので、情報の発信をできるだけ細やかに、「一度出したからいいや」ということではなくて、日程が近づいてきたときには、何かあれば、その都度、きめ細やかな情報発信を、できればお願いしたいと思います。

【都立学校教育部長】 ありがとうございます。承知いたしました。

【北村委員】 今のお話を伺っていて、よく考えてみると、今は受験生のことを考えていましたが、その会場となる学校の先生方の中で、クラスターとかが発生した場合には、どういうふうな対応をするという想定になっているのでしょうか。

【都立学校教育部長】 クラスターが発生するという事は、ちょっと置いておくとして、例えば、感染した先生が出たり、あるいは、濃厚接触者として特定されるということになれば、当然ながら、入学選抜の業務には携わらせないということになります。

そのカバーを、学校内でできない場合は、例えば、私どもの方から支援する人員を入れたりして、対応していくというような形で、今準備を進めているところです。

【宮崎委員】 今のお話の監督者側の問題についてですが、大学の共通テストの監督に当たるときは、事前に、1週間から10日ぐらい前から、検温と健康観察ということ、かなり手厚くして、それを提出して、チェックした上で、「監督者はこれで大丈夫だ」というような判断をしてから、監督に当たるというような仕組みをつくっています。

この場合も同じでしょうか。

【都立学校教育部長】 現在、学校の教職員に関しては、常日頃から、宮崎委員が今おっしゃったような健康管理をさせておりますので、そういう意味では、支障はないと考えております。

【宮崎委員】 ありがとうございます。

【教育長】 ほかにいかがでしょうか。

よろしゅうございましょうか。

それでは、ほかに御質問等がございませんようでしたら、本件につきましては報告として承りました。ありがとうございます。

報告事項

(2) 令和2年度東京都教育委員会職員表彰について

【教育長】 それでは、次に、報告事項(2)「令和2年度東京都教育委員会職員表彰について」の説明を、総務部長からお願いいたします。

【総務部長】 それでは、報告事項(2)「令和2年度東京都教育委員会職員表彰」につい

て御説明申し上げます。

教育委員会の職員表彰につきましては、「1 目的」及び「2 根拠規程」に記載しておりますが、それによりまして、昭和27年から実施をしております。

「3 表彰の対象」にありますように、表彰には、「個人表彰」と「団体表彰」がございます。

「4 選考方法」を御覧ください。

各区市町村教育委員会や都立学校の校長及び教育庁内からの推薦に基づきまして、庁内に設置しました「職員表彰審査会」の審査を経て決定しております。

次に、「5 被表彰者数」ですが、今年度の被表彰者数は、100名10団体でございます。校種別の内訳は、表のとおりとなっております。

表の下に、平成28年度からの過去の実績を載せてありますが、今年度も同様の規模となっております。

「6 表彰式」を御覧ください。

今年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、表彰式は行わないというふうを考えております。表彰状等は、各区市町村教育委員会を通して、被表彰者に伝達したいと思っております。

次に、表彰者の名簿でございます。表彰の区分ごとに記載しております。

表彰者の氏名や学校名、主たる功績等について、個人表彰、団体表彰の職種別ごとに記載してございます。

これらの中から、具体的な例を四つほど、簡単に御説明申し上げたいと思います。

まず最初に御紹介いたしますのは、この表彰者リストの小学校の1番になっております。文京区立小日向台町小学校の松永由貴教諭でございます。

この先生は、平成28年4月に採用され、今年度5年目の教諭でございます。この方は、自閉症・情緒障害特別支援学級の学級主任として、児童理解やインクルーシブなどの研修において、個のニーズに応じた個別の指導の重要性について助言するなど、学校で中心的な役割を果たして、特別支援教育を推進しております。

また、個別指導計画を基にして、在籍学級の教員と児童の実態や関わり方、対応について、丁寧に連携し、交流、共同学習や個別の指導の充実に努めております。

これらの活動から、特別支援教育に熱心に取り組み、将来性が期待できるものとして、

「立志賞」を表彰することとしました。

続きまして(2)教職員の中学校の部になります。

5番の、渋谷区立笹塚中学校、庄司直也主幹教諭でございます。

この方は、「授業での活用・校務での活用・生徒への情報活用能力育成」について、先進的な実践を積み重ねております。

今般の新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点で、臨時休業や分散登校を行いました。そうした難しい状況下におきまして、ICTを効果的に活用した学習活動を展開しております。

具体的には、校内における学習実践のための議論の中心となり、休業中の時間割を企画いたしました。この時間割を、学校のWebサイトから各家庭に配信し、生徒や保護者に周知するとともに、全教員がこの時間割に合わせて学習課題を作成しております。それを、前日までにクラウドサーバに提出し、その課題を取りまとめ、毎朝、子供たちに配信する仕組みを構築しております。

これにより、継続的な生徒の学習活動につながるるとともに、教員は、外部に公開される学習課題につきまして、緊張感を持って作成するということがあったようでございます。

その結果、保護者からは、「安心した」という御意見が、多く寄せられているとのこと。です。

このように、ICTを積極的かつ効果的に活用し、校内におけるICT教育の推進に広く貢献していると評価しまして、今回表彰することにいたしました。

続いて、(3)管理職になります。

特別支援学校の1番になります。東京都立府中けやきの森学園、村山孝統括校長でございます。

この方は、特別支援学校における豊富な指導経験をもとに、統括校長として特別支援教育を推進しております。

オリンピック・パラリンピック教育のアワード校を、4年連続受賞するほか、パラスポーツ交流大会の会場校となったり、大使館ボッチャの交流に生徒を派遣して優勝するなど、パラリンピック教育の推進に大きく貢献をしております。

また、社会貢献活動モデル授業の指定を受けておりまして、地域の高齢者施設を訪問して、歌やダンスなどの交流や植栽活動を行うなど、地域との連携を高めております。

これらの今申し上げた事例をはじめ、学校長として学校のより一層の向上のため、組織的かつ丁寧な学校経営を行ってございまして、着実に成果を挙げているということでございます。この点を評価しまして、今回表彰することといたしました。

最後になりますが、団体についてでございます。表彰者リストの団体表彰の部を御覧ください。

小学校の5番目になります、狛江市立狛江第五小学校でございます。

この学校では、平成30年、31年度と、東京都教育委員会のプログラミング教育推進校として実践を積み重ねております。また、市内における他校への普及啓発という役割も担ってまいりました。

具体的には、「願いの実現に向かう力～コンピュータを目的に応じて活用する子供たち～」というものを研究主題として、企業と協働し、研修、研究を推進したほか、「全ての学校がすぐに行うことができる」をテーマに、市内の小学校がプログラミング教育を円滑にスタートできることを目指して、管理職や研究主任を中心に、教職員が一丸となって研究を推進しております。

教材や指導方法のほか、使いやすさやコストなども明らかにしながら、研究発表会及び授業公開を推進して、狛江市の情報教育推進協議会において、市内の小学校等にその成果を計画的に発信しております。

このように、学校内にとどまらない貢献を挙げているというところを評価しまして、今回表彰することとしました。

以上、3名1団体表彰事例を御紹介申し上げます。

説明は以上でございます。

【教育長】 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして御質問、御意見がございましたらお願いいたします。どうぞ。

【北村委員】 どうもありがとうございます。

毎年、優れた取組をしておられる方をこうして表彰していますが、そのときに、毎回意見が出るのですが、この取組をほかの学校に生かせるように、それを是非考えていただきたいという話をしていました。

今回、渋谷の中学校の話をお聞きしましたが、渋谷区は、ICTのインフラ整備をすご

く熱心にやっているということを聞き及んでおりました。そこをうまく生かして、先生がやられたと思います。

もちろん、先生が素晴らしいことをなさったのですが、それを支えるインフラを区としても一生懸命整備されてきて、そういうところから、うまく相乗効果が生まれたということは、とても大事な例だと思います。

個人でできることだけではなくて、学校、行政といったものが支え合いながら、ここで表彰しているような優れた例を、更に多くの学校、先生が実践できるようなサポートをしていく必要が、教育委員会としてあると思います。

ですから、こういう表彰のときにも、単に1人の先生が素晴らしいだけではなくて、「みんなでこういうものをつくり上げていきましょう」というメッセージを、明確に出せたらいいなと感じております。

【総務部長】 ありがとうございます。

毎回、表彰者につきましては、そのリストを公表しております。

また、渋谷区の例は、私どもの東京都の研修の講師にも来ていただき、各区市町村の学校に対して事例を発表してもらうなど、その取組を紹介していただいているところでございます。

引き続き、こうした活動が周知できるように、都としてもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

【北村委員】 よろしく申し上げます。

【宮崎委員】 こうして毎年、素晴らしい活動をする方々が、このように伝わってくるということは、素晴らしいことですので、このような先生方が、なるべく多く出てきていただきたいと思っています。

今年は、新型コロナウイルスの影響で、学校現場は、通常とは違う努力を、皆さん、本当にいろいろおやりになったと思います。

お一人一人が、これまでの延長線ではない活動をたくさんしなければいけないということになって、本当は全員表彰したいぐらいの年ではないかと思えます。

表彰としては、こういう仕組みがあるからいいと思うんですが、例えば、教育長がねぎらいのお手紙を全員に出すとかですね、やり方をいろいろ考えた方がいいと思うのです。

私は、学校現場は本当に頑張ってくださったと思いますので、そのことに対する評価を

きちんとして、今後、またどういう展開になるか分かりません。年度が終わったら終わるというふうに保証されないところが、また辛いところですが、今後にどう生かしていくのか、それから、モチベーションというようなことも含めて、こういう機会に、一人一人の先生方をねぎらうということについても、お考えいただけたらいいかなと思っています。

【総務部長】ありがとうございました。

今回、本当に、新型コロナウイルス感染症の関係で、私どもが予想だにしないようなことが様々ありまして、学校現場では、それぞれの学校で、工夫しながら、いろいろな取組をなされているということ、私どもも、学校を訪問しながら聞き取っております。

そうしたものを、来年も継続していく必要があるだろうということを前提に、私どもとしても、共有化を図っていかねばいけないというところを意識しながら、取り組んでいきたいと思っております。

御提案の件も検討したいと思えます。

【宮崎委員】褒めてあげてください。

【総務部長】ありがとうございました。

【教育長】ありがとうございます。

ほかにかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、報告として承りました。ありがとうございました。

参 考 日 程

今後の日程

教育委員会定例会の開催

次回 令和3年1月14日(木) 午前10時 教育委員会室

【教育長】次に、今後の日程について、教育政策課長からお願いいたします。

【教育政策課長】 次回の定例会でございますが、12月の第4木曜日に当たります12月24日につきましては、現在は案件がない状態でございます。

したがって、次回の定例会につきましては、令和3年1月の第2木曜日に当たりま

す1月14日の午前10時より、教育委員会室にて開催したいと存じます。

以上でございます。

【教育長】 ただいま説明のとおり、12月24日は、案件がないということですので、この場で、12月24日の教育委員会は開催しないことといたしたいと存じますが、よろしゅうございましょうか。——〈異議なし〉——。それでは、12月24日の教育委員会は開催しないことといたします。

次回は、1月第2木曜日の1月14日となりますので、お間違いのないようお願いを申し上げます。

日程以外の発言

【教育長】 日程その他、何かございませんでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、この後、非公開の審議に入ります。

(午後1時50分)